

奈良県教育委員会教育長訓令第六号

事務局一般
県立学校
学校以外の教育機関

奈良県教育委員会行政文書管理規程（平成元年十二月奈良県教育委員会教育長訓令甲第五号）の一部を次のように改正し、平成二十八年四月一日から施行する。

平成二十八年三月三十一日

奈良県教育委員会教育長 吉田 育 弘

第一条の二第四号中「及び行政文書の起案、決裁、保存等文書管理に関する事務の処理」を削る。

第十五条の二第一項中「総務事務システムに受領の登録を行い、又は」を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、次項の規定による処理を必要としない文書は、用紙への出力を省略することができる。

第十五条の二第二項を削り、同条第三項中「第一項の」を「前項前段の」に改め、同項を同条第二項とする。

第十六条第四項中第十号を削る。

第二十五条第四項中「総務事務システム」を削る。